

○大田原市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

平成30年11月30日規則第36号

改正

令和3年5月31日規則第26号

令和6年3月29日規則第16号

大田原市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行に関し、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（省令第11条の軽微な変更に関する証明書の交付の申請）

第2条 建築主は、省令第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が省令第3条（省令第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求めるときは、軽微変更該当証明申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（省令第12条第1項の市長が必要と認める図書）

第3条 省令第12条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する住宅性能評価書であって、市長が別に定めるものの交付を受けた場合にあっては、当該書類
- (2) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を証する書類（建築物省エネルギー性能表示制度評価機関（法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は建築物エネルギー消費性能の評価についてこれと同等以上の能力を有する機関であって、市長が別に定めるものをいう。）が交付し

たものに限る。)の交付を受けた場合にあっては、当該書類

(3) 前2号に掲げる図書を省令第12条第1項の届出書に添付しない場合にあっては、建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容を明示した各種計算書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
(建築物エネルギー消費性能確保計画の取下げ)

第4条 法第12条第1項若しくは第2項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を提出した者又は法第13条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を通知した者は、建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受ける前に当該建築物エネルギー消費性能確保計画を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能確保計画取下申出書(様式第2号)により、その旨を市長に申し出なければならない。

(特定建築物等に係る報告)

第5条 建築主等は、法第17条第1項又は第21条第1項の規定により報告を求められたときは、特定建築物等報告書(様式第3号)に市長が必要と認める図書を添付して、市長に報告するものとする。

(建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出)

第6条 建築主は、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物の新築等を取りやめようとするときは、遅滞なく、建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物の新築等取りやめ申出書(様式第4号)に法第12条第6項に規定する適合判定通知書を添えて、その旨を市長に申し出なければならない。

(省令第23条第1項の市長が必要と認める図書等)

第7条 省令第23条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。

(1) 法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類(住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住

宅性能評価機関」という。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が
交付したものに限る。)の交付を受けた場合にあっては、当該書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(建築物エネルギー消費性能向上計画を認定しない旨の通知)

第8条 市長は、法第34条第1項の規定による認定の申請があった場合において、
当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に
掲げる基準に適合しないことを認めたとき又は同条第4項において準用する
建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第14項に規定する通知書(同法第6
条第1項に規定する建築基準関係規定(以下「建築基準関係規定」という。))
に適合しない旨の通知書に限る。)の交付を受けたときは、認定しない旨を当
該申請者に通知するものとする。

(建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出)

第9条 法第35条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が建
築基準関係規定に適合するかどうかの建築主事の審査を受けるよう申出をす
る者は、省令第1条第1項に定めるもののほか、同項に規定する申請書の副本
1通及び添付図書並びに建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の
正本1通及び副本2通を、市長に提出するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請の取下げ)

第10条 法第34条第1項の規定による認定の申請をした者は、認定を受ける前に
当該申請を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認
定申請取下げ申出書(様式第5号)により、その旨を市長に申し出なければな
らない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更への準用)

第11条 第8条、第9条及び前条の規定は、法第36条第1項の認定について準用
する。この場合において、第8条中「法第34条第1項」とあるのは「法第36条
第1項」と、「法第35条第1項各号」とあるのは「法第36条第2項において準
用する法第35条第1項各号」と、「同条第4項」とあるのは「法第36条第2項
において準用する法第35条第4項」と、第9条中「法第35条第2項」とあるの

は「法第36条第2項において準用する法第35条第2項」と、前条中「法第34条第1項の規定による認定」とあるのは「法第36条第1項の規定による変更の認定」と読み替えるものとする。

（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等の状況に関する報告）

第12条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに、工事完了報告書（様式第6号）に市長が必要と認める図書を添付して、その旨を市長に報告しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、認定建築主は、法第37条の規定により報告を求められたときは、状況報告書（様式第7号）に市長が必要と認める図書を添付して、市長に報告するものとする。

（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出）

第13条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめようとするときは、遅滞なく、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等取りやめ申出書（様式第8号）に認定通知書（変更の認定を受けている場合にあっては、認定通知書及び変更認定通知書）を添えて、その旨を市長に申し出なければならない。

（省令第30条第1項の市長が必要と認める図書）

第14条 省令第30条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を証する書類（登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。）とする。

（建築物のエネルギー消費性能に係る認定をしない旨の通知）

第15条 市長は、法第41条第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないことを認めたときは、認定しない旨を当該申請者に通知するものとする。

（建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請の取下げ）

第16条 法第41条第1項の規定による認定の申請をした者は、認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請取下げ申出書（様式第9号）により、その旨を市長に申し出なければならない。

（基準適合認定建築物に係る報告）

第17条 法第41条第2項の認定を受けた者は、法第43条第1項の規定により報告を求められたときは、基準適合認定建築物報告書（様式第10号）に市長が必要と認める図書を添付して、市長に報告するものとする。

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年5月31日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第16号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。